

岡山市コインオペレーションクリーニング営業施設取扱要綱

第1条 目的

この要綱は、市内におけるコインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、保健所長が営業施設を開設しようとする者及び営業者に指導すべき事項等を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に寄与することを目的とする。

第2条 定義

この要綱における用語の意味は、次に定めるところによる。

- (1) 「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎等の施設内に設備されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。
- (2) 「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- (3) 「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

第3条 構造施設等の基準

営業施設の構造施設基準は、次のとおりとする。

- (1) 営業施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区隔されていること。
- (2) 営業施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- (3) 営業施設は、採光、照明及び換気を十分行うことのできる構造であること。
- (4) 営業施設は、乾燥機、給湯施設等による燃焼ガス等を戸外へ排出できる構造であること。
- (5) 営業施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用し、床面は排水のための適切な勾配及び排水口を有し、清掃を容易に行うことのできる構造であること。
- (6) 営業施設内には、流水式手洗い設備を設けること。
- (7) 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する場合には、密閉式のもので、かつ、廃液等回収又は処理装置付きのものであること。なお、営業施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を設けること。この場合において、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
- (8) 営業施設内に廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。
- (9) 水により洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する場合には、60℃以上の温湯が得られる設備を設けること。

(10) ランドリー用洗濯機には、洗濯槽を予洗するための予洗装置を設けること。

第4条 衛生管理責任者等

営業者は、自ら衛生管理責任者となり、施設の衛生管理を行うこと。ただし、営業者が、営業施設を自ら直接管理できない場合は、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定め施設の衛生管理を行わせること。

- (1) 営業者または衛生管理責任者（以下「営業者等」という。）は、当該営業施設に常駐し又は近隣に所在し、必要があれば直ちに管理の業務ができる者であること。ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。
- (2) 営業者等の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できるようにすること。
- (3) 施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し第6条に掲げる事項に関し適切な指導助言を行うこと。
- (4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。なお、有機溶剤管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示すること。

第5条 衛生上講ずべき措置

営業者等が講じなければならない衛生上必要な措置は次のとおりとする。

- (1) 営業施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 営業施設内は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (3) 営業施設内は、常に排水が良好に行われるよう保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光、照明を十分にし、常に適正な照度を維持すること。
- (5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するように整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び扉の取っ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄し又は清掃し、適宜塩素剤等の消毒剤で消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度を維持し、事故防止に留意すること。

と。なお、適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には 60℃以上であること。

- (12) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講じること。
- (ア) ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
 - (イ) 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
 - (ウ) 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理すること。
 - (エ) ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。特に、洗濯物の出し入れ口の扉のパッキン部分からの漏出について、十分留意すること。
 - (オ) 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。
 - (カ) 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れたうえで専用の保管庫に保管し施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。
- (13) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、水道法に基づく水質基準に適合する水又はこれに準じた清浄なものであること。

第6条 利用方法等の周知

営業施設の利用方法等について、次に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させること。

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 衣類等洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあつては、有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。
- (4) 営業施設の汚染防止に関すること。
- (5) 伝染性疾患にり患した者又はこれに接触した者が着用した衣類等の洗濯の禁止に関すること。
- (6) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること。ただし、これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。
- (7) その他、営業施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関すること。

第7条 営業施設の届出等

- 1 保健所長は、営業施設を開設しようとする者に、様式第1号による開設届を提出させること。
- 2 保健所長は、営業者が前項の届出事項に変更を生じたときは、速やかに様式第2号による変更届を提出させること。
- 3 保健所長は、営業者が第1項の営業施設を廃止したときは、様式第3号による廃止届を提出させること。
- 4 保健所長は、電子営業施設台帳を作成し、これを整理保存すること。

第8条 営業施設の検査

保健所長は、必要があると認めたときは、その職員に営業者等の同意を得て、構造設備又は必要な帳簿類等を検査させるものとする。

付 則

第1条 施行日

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

第2条 経過措置

平成6年3月31日以前に岡山県の定める「岡山県コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要領」第7.1の規定による届出を行っているものは、この要綱施行後も、第7条の規定による届出を行っているものとみなす。

付 則

第1条 施行日

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

第2条 経過措置

改正後の岡山市コインオペレーションクリーニング営業施設取扱要綱の規定にかかわらず、旧要綱に規定する様式でこの要綱の改正の際現に保有するものは、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。

附 則

第1条 施行日

この要綱は、令和5年1月30日から施行する。